

公益社団法人 石川県診療放射線技師会諸規程

総会議事規程

第1章 総 則

- 第1条 この規程、定款第13条に基づいて定められた総会を民主的かつ、能率的に運営することを目的とする。
- 第2条 会員はこの規程に基づいて、動議を提出する権利及び討論質疑の自由を保証される。ただし、定款に定めてあるものはそれによる。
- 第3条 会員は、議長の統制に服しその許可を得て発言しなければならない。
- 第4条 議案は、原則として1件ずつ審議される。
- 第5条 議事は、原則として公開される。

第2章 招 集

- 第6条 定款第16条に基づき総会を招集しようとするときは、会長はその2週間前までに開会の日時、議案、その他必要な事項を会員に通知しなければならない。

第3章 資格審査委員会

- 第7条 総会は、総会の構成員の資格を審査するため資格審査委員会を設ける。
- 第8条 資格審査委員会は、理事1名、会員23名より構成し互選により委員長を選出する。ただし、理事を委員長に選出することはできない。
- 第9条 資格審査委員長は、資格審査の結果を総会に報告する。

第4章 総会運営委員会

- 第10条 総会は、第1条に基づき、総会運営委員会を設ける。
- 第11条 総会運営委員会は理事1名、会員2名で構成し互選により委員長を選出する。ただし、理事を委員長に選出することはできない。
- 2 総会運営委員は資格審査委員を兼ねることができる。
- 第12条 総会運営委員会は、総会の付託に基づいて、次の事項を審査しその結果を総会に諮り、承認を得たうえで実施する。
- (1) 議長の選出手続き
 - (2) 議場混乱のときの收拾
 - (3) その他総会運営についての必要事項

第5章 議長および書記

- 第13条 総会は議事運営のため議長2名以内、書記3名以内を置く。ただし、理事を議長に選出することはできない。
- 2 書記は、総会の承認を得て、議長が指名する。
- 第14条 議長は会議を統括して、議場の秩序を保持しかつ議事の整理を行う。
- 2 議事録を監修し、署名押印して、会長に提出しなければならない。
- 第15条 書記は、議長の指示により総会事務を処理する。
- 2 議事録を作成し、議長の承認を得て署名押印しなければならない。

第6章 発 言

- 第16条 発言をしようとする者は挙手により、議長に発言の許可を求めなければならない。
- 2 発言者は、所属と氏名を明確にしなければならない。
 - 3 発言の種類は次のとおりとする。
 - (1) 動議(あらかじめ議案書に提示されている場合を除き討議したいと思う事項について、それを議題に取り上げるよう要求して発言すること)
 - (2) 質問
 - (3) 意見

第7章 議案提出及び動議

- 第17条 総会に議案を提出する場合は、その事由と要旨を会員部数印刷し、総会の20日前までに事務局に送付する。
- 2 予算をとまなう案件については、必要とする経費を明らかにした文書をそえなければならない。
- 第18条 動議は、総会議事規程にかなっていないなければならない。
- 2 動議の発議がなされたとき、議長は会議に諮りその採否を決めなければならない。
- 第19条 前条の定めにかなっていない動議は、議長は拒否することができる。

- 2 この議長の処置に不満のものは総会運営委員会を経て、意義を申し立てることができる。ただしこの申し立ては5名以上の支持者を必要とする。

第8章 討 議

- 第20条 議長は、各議案について、質問、意見の順に発言を求める。意見については、反対と賛成が交互に発言されるよう留意しなければならない。
- 2 発言者の内容は、議題に合致していなければならない。

第9章 採 決

- 第21条 議長は、採決しようとする議案の内容と採決の方法を明瞭に会議に告げ、その確認を得たうえ採決にはいることを宣言する。
- 第22条 採決宣言後は、その採決の完了まで緊急事態発生を除いては発言をいっさい認めない。
- 第23条 採決の方法は挙手、起立、記名及び無記名投票の4種とし、そのいずれを行なうかは議長が決める。
- 第24条 採決の順序は原則として原議案に対する反対、保留、賛成の順序で行う。
- 第25条 会員はすでに行われた表決の更生を求めることはできない。

第10章 委 任 状

- 第26条 定款第21条により、委任状を提出したものは出席したものとみなす。
- 2 委任状の種類は次のとおりとする。
 - (3) 白紙委任
あらかじめ通知された議案につき、多数意見に同意するもの
 - (4) 個人委任
あらかじめ通知された議案につき、他の会員を代理人として指命し、この代理人が表決に参加するもの
 - 3 委任状は会長に提出する。標準書式は別記様式とおりとする。
 - 4 個人委任を受けたものが議長になったとき、又は中途退場した場合は、その個人委任票を白紙委任として扱う。

第11章 書面決議(緊急時の総会)

- 第27条 天災、感染症等、著しく人の招集が困難な場合、総会議事は書面決議によって行う。
- 2 開催の審議は理事会にて行い、これを決定する
 - 3 招集は第6条の規程に準ずる
 - 4 議事の運営は理事に一任する
 - 5 議題の採決は書面決議書によるものとする

第12章 規程の改廃

- 第28条 この規程の改廃は、総会の議を経て行なう。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

役員選挙規程

第1章 総則

- 第1条 この規程は、定款第24条に基づき定める。
第2条 役員に欠員が生じたときは、この規程に準じて行う。

第2章 選挙委員会

- 第3条 選挙を行うために選挙委員会を設ける。
第4条 選挙委員会は、次に掲げる事項を行う。
 (1) 選挙の告示
 (2) 選挙人名簿の確認
 (3) 候補者の届出の受理、資格審査および候補者氏名その他の公示
 (4) 投票および開票の管理
 (5) 当選の確認および告示
 (6) 選挙運動の統制
 (7) その他選挙に関する必要事項
第5条 選挙委員は、理事会の推薦を経て、総会の承認を得たものとする。
 2 選挙委員は、定員5名、任期2年とし、委員長および副委員長は互選とする。
 3 選挙委員に欠員が生じたときは、1項に基づき補充をし、その任期は、前任者の残任期間とする。
 4 選挙委員の改選は、役員の改選の無い年度とする。
 5 選挙委員は、選挙運動を行ってはならない。
 6 役員およびその選挙の候補者は、選挙委員になれない。
 7 選挙委員が役員の候補者になるときは、選挙期日20日前までに選挙委員を辞職しなければならない。
第6条 選挙委員会は、選挙期日30日前に選挙告示をしなければならない。
第7条 選挙委員会は、候補者の第10条に基づく資格審査をし、候補者の氏名、生年月日、勤務先、技師会活動経歴、抱負およびその他必要事項を選挙期日7日までに、会員に公示しなければならない。
第8条 選挙委員会は、候補者が定数に満たないときは、第5条5項および第12条にかかわらず当人の承認を得て候補者に推薦することができる。
第9条 選挙委員会は、選挙の管理を行い、選挙の結果を総会で会員に告示しなければならない。
 2 選挙委員会は、監事、理事について、定数に満たないときは、前項にかかわらず第8条に基づく推薦をし、総会后すみやかに会員に告示しなければならない。

第3章 選挙権および被選挙権

- 第10条 選挙権および被選挙権は、正会員で、会費納入規程に定める要件を満たしていなければならない。
 2 被選挙権は、前項の他、候補者として受け付けられた日から起算して、過去引き続き5年以上、本会正会員としての資格を有していなければならない。

第4章 立候補および推薦候補

- 第11条 役員の候補者は、立候補者および推薦候補者とする。
第12条 役員に立候補しようとする者は、立候補届(様式第2号)に選挙権を有する推薦者5名以上連署の推薦書(様式3号)を付けて選挙委員会に届けなければならない。
 2 役員に立候補しようとする者は、立候補届(様式第2号)を選挙委員会に届け出なければならない。
 3 選挙権を有する者は、当人の承諾を得て被選挙権を有する者を役員の推薦候補とすることができる。
 4 前項による候補者を推薦するときは、選挙権を有する推薦者5名以上連署の候補者推薦書(様式第3号)に、推薦候補者承諾書(様式第4号)を付けて選挙委員会に届け出なければならない。
第13条 立候補および推薦候補の届出締切は、総会20日前とする。
 2 郵送による、立候補および推薦候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。
第14条 立候補および推薦候補を辞退するときは、候補辞退届(様式第5号)を選挙委員会に届け出なければならない。
 2 推薦候補にあっては、前項の他推薦者全員連署の承諾書(様式第6号)を付さなければならない。
 3 選挙委員会は、候補者の公示以後の候補辞退があるときは、候補辞退者氏名その他必要事項を選挙開始までに全員に公示しなければならない。

第5章 選挙(投票および開票)

- 第15条 選挙は、議事終了後、選挙委員会、資格審査委員会、総会運営委員会の管理下にて行う。
 2 選挙委員長は、選挙の管理を統括する。
第16条 投票は、選挙委員長が投票開始宣言をしたときに始まり、投票終了宣言をしたときに終わる。
第17条 投票箱は、開票まで厳封されなければならない。
第18条 投票は無記名とし、総会に現に出席している選挙権を有するものにより行う。

- 2 投票用紙は、選挙委員会指定のものとする。
- 第19条 投票は次の順序で行う。
- (1) 監事 (2名記号式投票)
 - (2) 理事 (5名記号式投票)
- 第20条 当選者は、得票数の多いものより順次これを決める。得票数が同じであるときは、選挙会場において抽選によりこれを決める。
- 第21条 有効投票とは、白紙投票、無効投票を除いた投票をいう。
- 第22条 無効投票とは、次に掲げる投票を言う。
- (1) 定められた欄以外の場所に記載したもの
 - (2) 第19条の規程の数を越える記載をしたもの
 - (3) 選出役員や新任が不明瞭なもの
 - (4) その他選挙委員会が無効と判断したもの
- 第23条 開票は、資格審査員および総会運営委員の全員の立会いの上、選挙委員全員で行わなければならない。
- 2 1項において各委員がやむなき事情により不在のときは、残りの委員で開票を行う。
- 第24条 候補者が定数のときは、次に掲げる方法により当選を決める。
- (1) 監事については、信任投票を行う。
 - (2) 信任投票は、有効投票数の過半数を得なければならない。
- 2 理事は、無投票で当選とする。
- 第25条 選挙委員長は、選挙結果の記録(様式第7号)を作成し、選挙委員全員の承認を得て署名押印をしなければならない。

第6章 規程の改廃

- 第26条 この規程の改廃は、総会の議を経て行なう。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

会 費 納 入 規 程

- 第1条 この規程は、定款第7条に基づき、会費の納入について必要事項を定めるものとする。
- 第2条 会費は年額 5,000 円とする。
- 第3条 会費は当該年度初に納入する。
(会費の納入期限は、9 月 30 日とする)
- 第4条 前条の規程にもかかわらず、当該年度および前年度にわたり会費を滞納した会員は退会したものとみなすことができる。
- 第5条 (公社)日本放射線技師会の会費免除の資格を得た会員は、会費を免除する。
- 2 名誉会員は、会費を免除する。
- 3 療養のため1年以上離職した者は、会費免除の取扱いを受けることができる。
- 第6条 この規程の改廃は、理事会で行い、総会に報告するものとする。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

旅 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、会務のため出張する会員に支給する旅費、交通費について規定する。

(基本事項)

第2条 旅費交通費は最も経済的な通常の経路及び方法により算定する。

(旅費交通費の種類)

第3条 旅費の種類は次のとおりとする。

- (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (2) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (3) 航空費 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
ただし、出張後速やかな領収書と搭乗証明の提出があり、会長が必要と認めた場合に限る。
- (4) 車 賃 鉄道旅行以外の陸路旅行について実費額により支給する。
- (5) 宿泊費 旅行中の宿泊数に応じ1夜あたり8,000円を上限として支給することができる。
- (6) 雑 費 会長が定める役務について、旅行中の日数および滞在日数に応じ1日あたり2,000円を上限として支給する。

(運賃の算定)

第4条 鉄道賃の算定に際し次のとおり付加支給する。

- (1) 片道100キロメートル以上の場合、特別急行料金

(その他の細目)

第5条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために要した日数による。

- 2 常務のための役員、委員の交通費は実情に応じ妥当な実費を支給する。
- 3 役員、委員の市内交通費は、第3条第6項の「雑費」に含むものとする。
- 4 鉄道賃、船賃および航空賃に宿泊料が含まれる場合(バック料金等)においては、この金額に雑費を付加して支給する。ただし、この金額が第2条ならびに第3条に定める旅費交通費(雑費を含まず)を超える場合には、適用しない。

(特別支給)

第6条 特別な事由によりこの規定により難き場合はその旅行の実情を調査し、会長の決済を経て必要な旅費を支給することができる。

- 2 前項以外に会員が会務のために要した役務以外に特別の役務を与えた場合は、会長の決済を経て、第3条(6)に加え、1事業につき3,000円を上限として支給することができる。

第7条 本部会議、その他により他から旅費等の支給を受ける場合においてはこの規定により算定する旅費、交通費との差額を支給する。

附 則

1. この規程の改廃は、理事会で行い、総会に報告するものとする。

2. この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

慶弔規程

- 第1条 この規程は、定款第4条第8項に基づき会員の慶弔のために定める。
- 第2条 この規程の適用を受けるべき事項の種類と方法は、以下とする。
- (1) 会員の結婚、祝電
 - (2) 会員の死亡、弔慰金 30,000 円・弔花・弔電
 - (3) 会員の家族の死亡
配偶者、弔慰金 10,000 円・弔花・弔電
父母(養父母を含む。義父母の場合は同居または喪主の場合は適用とする。)及び子、弔花・弔電
 - (4) 会員外の弔事についてその適用の必要を認めるときは、会長への報告及び了承の後適用し、その後理事会に報告するものとする。第2条3項の規定の範囲内において、必要に応じて適応する。
- 第3条 会員にこの規程の適用を受けるべき事項が発生した場合は本人、代理人または理事が別に定める様式8号の申請書を作成して会長に申告する。
- 2 該当事項発生後申告を怠り3ヶ月を経過したものはこの規程を受けることができないことがある。
- 第4条 その他適用の必要を認めるときは、その都度理事会の審議を経て定める。
- 第5条 この規程の改廃は、理事会で行い、総会に報告するものとする。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

表彰規程

表彰の基準

- 第1条 本会の会員で、次の各号の1に該当するものは本規程により表彰する。
- (1) 本会の発展に、顕著な貢献をした者
 - (2) 本会の名声を高揚する研究、発明、発見、考察を行った者
 - (3) 20年以上、放射線業務に従事した者で、本会に入会后引続き10年以上経過した会費完納者であって、本会の名誉を傷つける等の行為をしなかった者
 - (4) 特に他の模範となる善行があった者

表彰の審査

- 第2条 表彰の審査は、委員会規程に基づく表彰委員会の選考によりその答申を経て行い、理事会の承認を得て決定する。

表彰の時期

- 第3条 表彰は、毎年1回定期総会において行うものとする。
- 2 特別に必要な場合は、その都度行なうものとする。

表彰の方法

- 第4条 表彰は、表彰状を授与し、副賞を添えることができる。

実施細目

- 第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において定める。
- 第6条 この規程の改廃は、理事会で行ない、総会に報告するものとする。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

名 誉 会 員 内 規

名誉会員の基準

- 第1条 定款第3章第5条の第2項に基づく名誉会員とは、正会員として、引き続き30年以上在籍し、その後も引き続き会員で、年度内に満55歳に達する者で次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 会長職務を4年にわたり就任し会務に精励した者
 - (2) 本会の役員幹事等の職務に就任し、多年にわたり会に精励した者
- 第2条 正会員の中で本会の事業に顕著な功績があり、特に他の模範となる善行があった者

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

図書利用規程

- 第1条 図書の所背・管理
図書は(公社)石川県診療放射線技師会所有とし、管理は図書委員会「以下委員会」が行うものとする。
- 第2条 利用者の資格
利用できる者は、原則として正会員ならびに名誉会員とする。但し委員会が適当と認めた者については、利用を認めることができる。
- 第3条 図書帯出の方法
図書の帯出を希望するものは、所定の手続きをして委員に申し込めば帯出することができる。
- 第4条 図書帯出期間並びに帯出冊数
図書の帯出期間は14日間とする。但し委員会の承認を得ることにより帯出期間を最高30日間まで延長することができる。帯出期限日が休日、土曜日にあたる時は、その直後日までとする。
1回に帯出できる冊数は2冊までとする。
- 第5条 図書返却の手続き
図書を返却する際は委員により図書の汚染、破損、落丁の有無について、検査を受けるものとする。
- 第6条 図書の紛失の義務
図書を紛失した際は、借受人がこれを弁済する。汚染、破損、落丁を生じた際には、その程度により本会は弁済を請求することができる。
- 第7条 帯出禁止の図書、資料
委員会で指定する図書、資料については帯出することができない。
- 第8条 規則の厳守
上記規則の内容は厳守するものとする。委員会は規則に反した者に対して以後の図書利用に関して、制限を加えることができる。
- 第9条 規程の変更
この規程の改廃は理事会で行い、総会に報告するものとする。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

委員会規程

- 第1条 この規程は定款第38条に基づき、委員会設置ならびにその運営に関する事項を定める。
- 第2条 委員会はその目的を冠して「〇〇委員会」と呼称する。
- 第3条 委員会の目的は次の通りとする。
(1) 会長の諮問事項について調査、審議または立案して、これを答申する
(2) 本会の目的達成のため必要に応じて特定の事業を遂行する
- 第4条 委員会は委員長1名および委員若干名により構成する。
- 第5条 委員会の委員は委員長が選任し、会長が委嘱する。
- 第6条 総会議事規程、役員選挙規定に定める各委員会については本規程から除外する。
- 第7条 委員会の委員長および委員の任期は2年もしくは第3条の目的を達成した日までとする。ただし再任を妨げない。
- 第8条 委員会は委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 第9条 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは委員長がこれを決定する。
- 第10条 委員会の改廃は理事会の承認を得て行い、総会に報告するものとする。
- 第11条 この規程の改廃は理事会で行い総会に報告するものとする。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

名称使用届について

「石川県診療放射線技師会」又は「石川県放射線技師会」、「診療放射線技師」や「放射線技師」の名称を用いて、同好会又はサークルを結成しようとする場合は、別紙「名称使用届」用紙に下記の事項を記入し、石川県診療放射線技師会会長に提出し、理事会の承認を得るものとします。

1. 同好会又はサークルの名称
2. 代表者又は発起人氏名、病院名も付記又、複数の場合は全員記入のこと
3. 連絡先
4. 会の主旨・目的
5. 会員数：届出時点での数
6. 会の運営・会費・例会等を含めた概略

この届出制は、同好会又はサークルの結成を規制・抑制するものでなく、放射線技師としての誇りと自覚を持ち、放射線技師相互の親睦が計られ、運営が健全に行われる同好会又はサークルが多数できる事を願うものです。

運営中、技師会の名誉等を著しくそこねた場合承認の取り消しをおこなう場合もあります。

人材バンク委員会規程

第1章 総 則

(名称)

第1条 この委員会は、公益社団法人石川県診療放射線技師会人材バンク委員会(以下「人材バンク」という)と称する。

(目的)

第2条 人材バンクは、会員あるいは施設より臨時的、短期的な代替え要員の要請があった場合すみやかに登録名簿より選出派遣し、会員の就業の援助及び円滑な業務に寄与する事を目的とする。

(事業)

第3条 人材バンクは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 短期的かつ臨時的な就業を会員のために確保する。
- (2) 短期的かつ臨時的な就業を希望する登録者のために、無料の職業紹介事業を行う。
- (3) 短期的かつ臨時的な就業を希望する登録者に必要とされる技術、知識取得の為に研修施設を紹介する。

第2章 登 録

(登録資格者)

第4条 人材バンクに登録できる資格者は次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 公益社団法人石川県診療放射線技師会の会員であって未就業者であること。
- (2) その他、委員会が認める者。

(登録)

第5条 人材バンクに登録しようとする会員は、所定の登録申込書を委員長に提出するものとする。

(登録の変更及び削除)

第6条 (1) 登録の変更または取消しをしようとする者は、その旨を委員長に届け出なければならない。
(2) 登録者が死亡した時は、登録を削除するものとする。

第3章 委 員

(委員の種類)

第7条 人材バンクに次の委員を置く。

- (1) 委員長 公益社団法人石川県診療放射線技師会会長が兼務する。
- (2) 委 員 公益社団法人石川県診療放射線技師会組織委員のうち若干名が兼務する。

(委員の職務)

第8条 委員は次の業務を行う。

- (1) 委員長は人材バンクを代表し業務を総括する。
- (2) 委員は委員会を構成し、その業務の執行を決定する。

第4章 規程の改廃

(会議の種類)

第9条 この規程の改廃は理事会で行い、総会に報告するものとする。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

役員報酬に関する規定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は定款第4条に基づく事業にかかわる役員の報酬について定める。

(適用範囲)

第2条 この規定の適用範囲は、本会が実施する事業について適用する。

第2章 細 則

(役員報酬の定義)

第3条 役員の報酬とは本会が実施する事業における講演料とこれに類するもの、および本会が刊行する出版物の原稿料などを意味する。

(役員の定義)

第4条 この規定において「役員」とは、定款第5章 第23条に定めるものとする。

(役員の報酬)

第5条 定款第5章 第31条に定めに従い、役員の報酬は無支給とする。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。